泉佐野市空家等対策計画 変更前後対照表

No	ページ	変更前	変更後
1	1	平成 25 年住宅・土地統計調査 (総務省) によると、本市の空	平成 30 年住宅・土地統計調査 (総務省) によると、本市の空家
		家数は 6,970 戸で空家率 は 15.1%であり、全国平均の空家率	数は <mark>6,770</mark> 戸で空家率は <mark>13.8</mark> %であり、全国平均の空家率
		13.5%を上回っています。また、本市の空家数は年々 増加して	13.6%を上回っています。また、本市の空家数は、 <mark>平成 25 年ま</mark>
		おり、今後もこの傾向は続くと見込まれます。	では年々増加していましたが、現在は若干の減少傾向にありま
			<mark>す。</mark>
2	1	「泉佐野市空家等対策計画」は、本市の空家等対策の現状と課題、	本市の空家等対策の現状と課題、方針と対策などを示すものとし
		方針と対策などを示すものとして、今後、空家等対策を総合的か	て、今後、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、有
		つ計画的に実施するために 策定する計画であり、有識者、町会	識者、町会連合会代表に加え、法律、不動産、建築の専門家によ
		連合会代表に加え、法律、不動産、建築の専門家により 構成さ	り構成される協議会 <mark>の審議を経て、平成30年3月に「泉佐野市</mark>
		れる協議会において策定するものです。	空家等対策計画」を策定し、空家等対策の総合的かつ計画的な推
			進に取り組んできました。
			現計画の計画期間は令和4年度で終了しますが、今後も人口減少
			や空家の老朽化は進行するものと想定されることから、市内の空
			家の現状を再度把握するとともに、実施した施策の成果を検証
			し、総合的な空家等対策の更なる推進を図るため本計画を改訂し
			ます。
3	2	また、本計画は、大阪府が策定した「住まうビジョン・大阪(大	また、本計画は、大阪府が策定した「住まうビジョン・大阪(大
		阪府住生活基本計画)」 や「空家総合戦略・大阪」を踏まえると	阪府住生活基本計画)」や <mark>「空家総合戦略・大阪 2019」</mark> を踏まえ
		ともに、本市の最上位計画である「第4次泉佐野市 総合計画」、	るとともに、本市の最上位計画である「第 5 次泉佐野市総合計
		「泉佐野市都市計画マスタープラン」のほか、各種関連計画との	画」「泉佐野市都市計画マスタープラン」のほか、各種関連計画
		整合を図り計画 を策定します。	との整合を図り計画を策定します。

No	ページ	変更前	変更後
4	2	空家等対策を着実に実施していくためには、中長期的な視点にお	空家等対策を着実に実施していくためには、中長期的な視点にお
		いて取り組む必要があ る一方、老朽化した空家等については、	いて取り組む必要がある一方、老朽化した空家等については、迅
		迅速に対策を講じていく必要があります。そのた め、本計画の	速に対策を講じていく必要があります。そのため、本計画の計画
		計画期間は、平成 30 年度 (2018 年度) から平成 34 年度 (2022	期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)
		年度) の 5 年間とします。ただし、本市における空家等の実態	の5年間とします。ただし、本市における空家等の実態や社会情
		や社会情勢の変化等、必要に応じ て見直しを行います。	勢の変化等、必要に応じて見直しを行います。
5	4	本市の人口は、平成 27 年 (2015 年) の 100,966 人が最大とな	本市の人口は、平成 27 年(2015 年)の 100,966 人が最大となっ
		っており、平成 22 年 (2010 年) 100,801 人から微増していま	ていましたが、 <mark>令和2年(2020年)には98,603人と2,363人減</mark>
		す。	<mark>少しています。</mark>
		しかし、「泉佐野市人口ビジョン」における人口の将来見通しに	「泉佐野市人口ビジョン」における人口の将来見通しでは、 <mark>令和</mark>
		おいて、今後、総人口は 減少し続けると予測しており、およそ	2年(2020年)の人口を 99,876人と予測していましたが、それ
		20 年後の平成 52 年 (2040 年) には、89,991 人と推計してい	を 1,273 人下まわる結果となりました。同ビジョンでは、今後も
		ます。	総人口は減少し続けると予測していますが、 <mark>想定を超える速度で</mark>
			人口減少する可能性があります。
6	4	本市の一般世帯数は、平成 27 年 (2015 年) の 41,477 世帯が	本市の一般世帯数は、 <mark>令和 2 年(2020 年)</mark> の <mark>43, 783</mark> 世帯が最大
		最大となっており、平	となっており、 <mark>平成 27 年(2015 年)</mark> の <mark>41, 477</mark> 世帯から <mark>2, 306</mark>
		成 22 年 (2010 年) の 38,983 世帯から 2,494 世帯増加して	世帯増加しています。
		います。	
7	5	平成 12 年 (2000 年) から平成 27 年 (2015 年) までの 15 年	平成 12 年(2000 年)から <mark>令和 2 年(2020 年)</mark> までの <mark>20 年間</mark> に、
		間に、高齢者のいる	高齢者のいる世帯は約 1.6 倍に増加しています。高齢単身世帯
		世帯は約 1.6 倍に増加しています。また、高齢単身世帯、高齢	も一直線上に増加しており、平成 27 年(2015 年)には一般世帯
		夫婦世帯はともに増加してお り、平成 27 年 (2015 年) には一	数に占める割合は 10%を超えました。 高齢夫婦世帯は平成 27 年
		般世帯数に占める割合はそれぞれ 10%を超えています。	(2015年)まで増加していましたが、令和2年(2020年)には
			わずかに減少しています。

No	ページ	変更前	変更後
8	5	本市の空家率は、平成 10 年 (1998 年) から平成 25 年 (2013	本市の空家率は、平成 10 年(1998 年)の 12.8%から 平成 20 年
		年) までの 15 年間	(2008年)の15.2%まで増加傾向を示していましたが、平成30
		で 12.8%から 15.1%と増加傾向となっています。空家数は	年(2018 年)には 13.8%まで減少しています。空家数は平成 10
		4,750 件から 6,970 件と 15	年(1998年)の4,750件から平成25年(2013年)の6,970件ま
		年間で 2,220 件の増加となっています。	で増加傾向を示していましたが、平成30年(2018年)には6,770
			<mark>件まで減少</mark> しています。
9	30	このため、まずは、空家所有者等に権利関係の適正化や空家等を	また、建築基準法上の道路に面していない空家等については、中
		適切に管理する義務があ ることについての意識の向上が重要で	古住宅としての流通や除却後の跡地利用が困難であることから
		あり、可能な限り管理不全な空家の発生を予防する取 り組みを	管理不全な空家等となる可能性が高く、道路に面した隣接する土
		進めることが必要です。	地所有者の協力が必要と考えられ、隣接する土地所有者への啓発
			活動が必要です。
10	30	空家等の所有者等へのアンケート調査では、半数以上の所有者等	空家等の所有者等へのアンケート調査では、 <mark>空家等の活用意向が</mark>
		に空家等の活用意向があ り、他への売却や賃貸等による活用を	ある所有者等は約 4 割に止まっており利活用に関してはやや消
		検討しています。また、空家等を利活用するために、 リフォー	極的です。
		ムに対する支援や空家等の利活用に関する情報提供、公的機関に	空家等を利活用するために、リフォームに対する支援や <mark>空き家バ</mark>
		よる借り上げ制度 といった支援を求める声も多くなっているこ	ンク、空家等の利活用に関する情報提供、公的機関による借り上
		とから、空家等の幅広い利活用の促進に向けた 取組みが必要で	げ制度といった支援を求める声も多くなっていることから、空家
		す。	等の幅広い利活用の促進に向けた取組みが必要です。

No	ページ	変更前	変更後
11	31	空家等に関する相談は多岐にわたることから関係課の役割・所管	本市においては、調査対象となっていた建物の 54.1%が、空家の
		を明確にし、市民・空家 所有者等が相談しやすい環境を整備す	除却や利活用、建替等により、空家総数は減少しています。
		ることが求められます。	一方で「危険度が高く解体の必要性が高い」「老朽化が著しい」
		そのため、空家等相談の総合的な窓口体制を整備するなど、ワン	と評価された空家数は大幅に増加しています。これは、平成 30
		ストップ対応を基本とす る庁内体制を構築するとともに、空家	年台風第 21 号が大きく影響していることもありますが、一旦、
		等の実態調査に基づく「空家データベース」を有効活 用し効率	管理不全な空家に陥るとそこから抜け出すことが容易ならざる
		的・効果的な空家等対策を実施することが必要です。	事を表しているとも言えます。
			空家等に関する相談は多岐にわたることから関係課の役割・所管
			を明確にし、市民・空家所有者等が相談しやすい環境を整備する
			ことが求められます。
			そのため、空家等相談の総合的な窓口体制を整備するなど、ワン
			ストップ対応を基本とする庁内体制を構築するとともに、空家等
			の実態調査に基づく「空家データベース」を有効活用し効率的・
			効果的な空家等対策を実施することが必要です。
12	32	本市の空家等対策は、行政代執行による強制的な措置の実施を可	本市の空家等対策は、行政代執行による強制的な措置の実施を可
		能な限り回避するため、所 有者等への啓発を徹底するとともに、	能な限り回避するため、 <mark>近隣住民を含めて</mark> 所有者等への啓発を徹
		積極的な流通促進や利活用を推進することにより管理不 全な空	底するとともに、積極的な流通促進や利活用を推進することによ
		家化の予防を図ります。	り管理不全な空家化の予防を図ります。

No	ページ	変更前	変更後
13	33	このため、広報、ホームページなどを使用し幅広く周知するなど	特に建築基準法上の道路に面していない空家等については、中古
		住宅所有者等に直接働 きかけを行います。また、問い合わせに	住宅としての流通や除却後の跡地利用が困難であることから管
		対しては、具体的な情報提供や助言等を行えるよ う、空家等の	理不全な空家等となる可能性が高く、道路に面した隣接する土地
		適正管理や利活用の手法をとりまとめます。	所有者から協力が得られるよう啓発活動を進めます。
			そのため、広報、ホームページなどを使用し幅広く周知するなど
			住宅所有者等に直接働きかけを行います。また、問い合わせに対
			しては、具体的な情報提供や助言等を行えるよう、空家等の適正
			管理や利活用の手法をとりまとめます。
14	34	①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について耐	①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について耐
		震診断・耐震設計・ 耐震改修・住宅改造について補助を行って	震診断・耐震設計・耐震改修・住宅改造について補助を行ってお
		おり、特に空家の場合における補助の 拡大を検討します。	り、特に空家の場合における補助の <mark>加算制度を継続します。</mark>
15	36	また、助言・指導によっても特定空家等の状態が改善されない場	また、助言・指導によっても特定空家等の状態が改善されない場
		合、勧告を行い、固定 資産税及び都市計画税の住宅用地特例を	合、勧告を行い、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例を解
		解除することで税制上の優遇をなくし、自主的な 改善への取組	除することで税制上の優遇をなくし、自主的な改善への取組を促
		を促します。	します。
			大都市圏では、特定空家に対する勧告以前において、空家等に対
			する固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例を解除する制度
			を実施している自治体もあるため、その効果について検証してい
			く必要があると考えられます。

No	ページ	変更前	変更後
16	37	①特定空家等の解体を自発的に促すために、解体費用について、	①特定空家等の解体を自発的に促すために、解体費用について、
		補助をおこなって おり、特定空家等の問題に対する制度の拡充	補助をおこなっており、特定空家等の問題に対する制度の拡充を
		を検討します。	引き続き行います。
		②特定空家所有者及び関係権利者に除却する資金的能力が無い	②特定空家所有者及び関係権利者に除却する資金的能力が無い
		場合、空家(建物と土地をセット)の寄付受け除却制度について	場合、空家(建物と土地をセット)の寄付受け除却制度について
		検討します。	引き続き行います。
			③大都市圏における、特定空家に対する勧告以前に実施する固定
			資産税及び都市計画税の住宅用地特例解除の効果について検証
			<mark>します。</mark>
17	37	本市が実施する老朽危険度調査の結果「C」又は「D」と判定され	管理不全の見受けられた 空家等及び老朽危険空家等のうちで特
		た空家等及び老朽危険 空家等のうちで特定空家等に該当するか	定空家等に該当するか否かの判断の結果、特定空家等に該当しな
		否かの判断の結果、特定空家等に該当しないとされ た空家等は、	いとされた空家等は、特措法第12条に基づく情報提供、助言等
		特措法第 12 条に基づく情報提供、助言等を実施して管理不全	を実施して管理不全な空家等に対する適切な対処を図ります。
		な空家等に対す る適切な対処を図ります。	
18	39	①跡地が適正に維持管理されるよう市の担当窓口から跡地の適	①跡地が適正に維持管理されるよう市の担当窓口から跡地の適
		正管理の徹底を依 頼します。	正管理の徹底を依頼します。
		②隣地や町内の空家等の跡地に問題が生じた場合、地元町会・自	②隣地や町内の空家等の跡地に問題が生じた場合、本市のどの窓
		治会や近隣住民等 が本市の窓口に連絡するよう周知徹底に努め	口へ連絡すべきか周知徹底に努めます。
		ます。	

	1	A THE STANDARD OF THE STANDARD
19	40	1 これまでの空家等対策の取組
		本市では、計画の基本的な方針に基づき、適切な管理がなされて
		いない空家等に対する必要な措置や関係団体との連携による空
		家等対策の推進を図ってきました。
		(1) 空家等に関する相談対応
		①管理不全な空家等に関する苦情への対応
		周辺住民等からの管理不全な空家等に関する苦情に対して、現地
		確認、所有者調査を行い、所有者や管理者に対して文書送付や訪
		問による情報提供・管理依頼を実施しました。
		②空家等の所有者からの相談への対応
		空家等に関する相談を受ける市相談窓口の設置、相談内容(不動
		産、建築、法律など)に応じた関係団体が設置する相談窓口への
		案内を実施しました。
		(2) 所有者等による空家等の適切な管理の促進
		①個別相談会の開催
		関係団体と連携し、個別相談会を開催しました。
		②意識啓発文書の送付
		市で把握する空き家の所有者等に対して、個別相談会の開催案
		内、空き家の適正管理に関する啓発チラシなどの送付を実施しま
		<mark>した。</mark>
		(3)特定空家等に対する措置
		①管理不全な空家等の立入調査(特定空家の指定)
		「平成 28 年度空家等実態調査業務」にて危険度評価結果が『A:
		危険度が高く解体が必要』と判定されたものについて「空家特措
		法第9条(立入調査等)」に則り、立入調査を実施し、泉佐野市
		空家等対策協議会で意見聴取を行った上で、特定空家等の指定を
		<mark>行いました。</mark>

②特定空家等への指導・助言等

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等に関し、除却・修繕、 樹木の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための指導・助 言・勧告を実施しました。

③特定空家等への行政代執行

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等に対して、行政代執行を実施しました。

【実績】令和3年度 1件(相続財産管理人制度併用)

④泉佐野市特定空家等対策事業 (特定空家の寄付受け制度) の活 用

泉佐野市特定空家等対策事業は、行政代執行の実施に至るほかに、その状況に応じた現実的な処理方法として、特定空家等に指定された空家等のうち、所有者等に除却費用等を負担する資金的能力が無いと認められる等、一定の条件を満たす場合に、土地建物を市において寄付受けし、市が建物を除却する制度で、平成30年度に創設しました。所有者から土地建物の寄付を受け、市において除却工事を行った後に、敷地の公益的利用の検討、及び売却の為の公募を行いました。

【実績】平成30年度 1件

令和元年度 1件(相続財産管理人制度併用)

令和2年度 1件(相続財産管理人制度併用)

⑤相続財産管理人制度・不在者財産管理人制度・清算人制度の活 用

相続財産管理人制度は、相続人の存在、不存在が明らかでない場合に、不在者財産管理人制度は、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がいない場合に、利害関係人が家庭裁判所へ財産を管理する者(相続財産管理人・不在者財産管理人)の選任を申立てる制度です。

また、清算人制度とは、解散した会社の清算手続きを行う清算株式会社の一機関である清算人を申立てにより、地方裁判所が選任する制度です。

空家の所有者が不存在や所在不明の場合に、上記制度を活用し、 家庭裁判所の権限外行為の許可を得たうえで、空家等の譲渡後、 譲受人による除却や泉佐野市特定空家等対策事業・特定空家等へ の行政代執行と併用し、除却を行いました。さらに、特定空家等 の行政代執行時には、解散した法人の多数存する動産の有価物等 の判断処理のため、清算人制度を活用しました。

【実績】令和元年度 2件 (相続財産管理人制度 2件)

令和2年度 1件 (相続財産管理人制度 1件)

令和3年度 4件 (相続財産管理人制度 2件、不在者財産管理人制度 1件、清算人制度 1件)

(4)空家等活用の促進・空家解消のための補助制度 ①空き家バンク制度の運用

空家の所有者と利用希望者のマッチングを促進するため、仲介業者との媒介契約(売買・賃貸借)締結済等の条件の下、泉佐野市空き家バンクへ登録する制度を平成27年度より創設しました。②補助制度の活用

本市では空家解消を促進するために空家等の除却費用の一部補助として「木造住宅除却工事」を平成27年度から創設しました。加えて、空家への補助金加算制度を平成30年5月から創設しま

No	ページ	変更前	変更後
			した。木造以外も対象とした「空家等除却工事」は、令和2年度
			に創設し、同年に施行しました。さらに、空家を流通させるため
			の補助として「空家の耐震改修」「空家の住宅改造」に対する補
			助制度を平成30年5月に創設しました。
			【実績】平成30年度~令和3年度 141件
			補助制度活用後の跡地については、一部利活用されているもの
			の、現状としては、空き地の状態であるものが多く見受けられま
			す。しかし、1 件の空家等の除却が周辺環境に及ぼす影響は大き
		く、更なる空家等の除却を誘発するといった状況も見受けられ、	
			今年度の実態調査結果からも見られるように、空家等の除却が進
			み、市全域において、除却後は、新しい住宅が建つだけでなく、
			複数の土地を合わせて集合住宅を建てたり、郊外型商業施設等の
			駐車場などへの利活用が期待されます。
20	42	1 計画の推進に関する施策等	2 計画の推進に関する施策等

No	ページ		変更前		変更後		
21	42						
		課名	空家等対策に係る役割分担		課名	空家等対策に係る役割分担	
			空家等のワンストップ相談窓口の対応 空家等対策計画の			空家等のワンストップ相談窓口の対応	
		都市計画課	作成及び変更並びに実施に関する対応特定空家等の判断		***	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する対	
			及び特定空家等の措置の判断に関する対応		都市計画課	応	
		道路公園課	空家等により道路・公園の管理上支障となる部分の対応			る対応	
		政策推進課	定住促進全般に関する対応		Y-10 // [F] = 1	空家等により道路・公園の管理上支障となる部分の対	
		まちの活性課	中心市街地における空き店舗での起業に対する支援の対応		道路公園課	応	
		環境衛生課	空家等の所有者等の調査(衛生に関する通報のみ) 立木 等の伐採、ごみ等の処理の啓発		政策推進課	定住促進全般に関する対応	
		市民協働課	町会・自治会の情報提供、広報等の編集		まちの活性課	中心市街地における空き店舗での起業に対する支援の	
		税務課	所有者等調査への協力		よりの旧正味	対応	
					環境衛生課	空家等の所有者等の調査(衛生に関する通報のみ) 立木等の伐採、ごみ等の処理の啓発	
					自治振興課 (旧 市民協 働課)	町会・自治会の情報提供、広報等の編集	
					税務課	所有者等調査への協力	
					上下水道局 経営総務課	水道の使用状況等の情報提供	
					(令和4年よ り新規)		
					地域共生推進 課 (令和4年より新規)	成年後見制度の活用に関する対応	
					25. 25		
22	43	2 泉佐野市	5空家等対策協議会		3 泉佐野市	空家等対策協議会	
23	44	3 計画の進力	涉管理		<mark>4</mark> 計画の進捌	管理	

No	ページ	変更前			変更後		
No 24	44		現状値 (H29年度11月時 点)	目標値 (H34年度末時 点) (2022年度末) 200 件	指標 『空き家バンク』に登録された物 件総数 『空き家バンク』に登録されてい	実績値 (R3年度末時 点) 137件	目標値 (R9年度末時 点) 360件
				50 件	る物件で成約した累計件数 管理不全な空家等に対して行った 助言・指導等により改善又は除却 された空家等の累計件数	124 件 53 件	324 件 90 件

0.5	五	
25	参考資料	2 泉佐野市空家等対策庁内検討会設置要綱
	-3	(設置)
		第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律
		第 127 号。第2第2号並びに第6第1項第3号及び第4号にお
		いて「法」という。)第6条第1項に規定する空家等対策計画(第
		2第1号において「空家等対策計画」という。)の策定を円滑か
		つ適切に進めるため、泉佐野市空家等対策庁内検討会(以下「庁
		内検討会」という。)を設置する。
		(所掌事務)
		第2条 庁内検討会は、次に掲げる事務を所掌する。
		(1) 空家等対策計画の検討及び策定に関すること。
		(2) その他空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。
		以下同じ。)の対策
		に関し必要なこと。
		(組織)
		第3条 庁内検討会は、会長及び委員をもって組織する。
		2 会長は、都市整備部都市計画課長の職にある者をもって充て
		<mark>රි.</mark>
		3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
		(会長等)
		第4条 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。
		2 会長に事故があるときは会長があらかじめ定める者をもっ
		て、その職務を代理する。
		(会議)
		第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
		2 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員
		を代理委員として出席させることができる。
		ELATANCO CHUIC GOCCA, CO.O.

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席さ せ、説明又は意見を聴くことができる。 (研究会) 第6条 庁内検討会に、次に掲げる事項に関する調査又は研究を 分掌させるため、研究会を置く。 (1) 空家等の実態把握に関すること。 (2) 空家等の適切な管理の促進に関すること。 (3) 所有者等(法第3条に規定する所有者等をいう。) の意識 の向上と理解増進に関すること。 (4) 空家等に対する法以外の法令による諸規制等に関するこ (5) 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施 策等に関すること。 (6) 前各号に掲げる事項を推進するための方策に関すること。 (7) その他空家等の対策に関し必要なこと。 2 研究会は、座長及び研究会員をもって組織する。 3 座長は、都市整備部都市計画課長の職にある者をもって充て 4 研究会員は、庁内検討会の所掌事務に関係する課に属する職 員のうちから会長が指名した者をもって充てる。 5 座長は、研究会を代表し、研究会の会務を総理する。 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、会長の指名 する研究会員がその職務を代理する。 座長が必要と認めたときは、研究会員以外の者を会議に出席 させ、説明又は意見を聴くことができる。 8 座長は、研究会で調査又は研究をした事項を必要に応じて庁 内検討会に報告するものとする。

No	ページ	変更前	変更後
			(庶務)
			第7条 庁内検討会及び研究会の庶務は、都市整備部都市計画課
			<mark>において処理する。</mark>
			<mark>(その他)</mark>
			第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会について必要
			な事項は、会長が定める。
			<mark>附則</mark>
			この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。
			<mark>附則</mark>
			この要綱は、令和4年9月7日から実施する。
			別表(第3条関係)
			<u>職 名</u>
			市長公室 政策推進課長
			市民協働部 自治振興課長
			生活産業部まちの活性課長
			総務部 税務課長
			生活産業部 環境衛生課長
			都市整備部 都市計画課長
			都市整備部 道路公園課長
			上下水道局 経営総務課長
			健康福祉部 地域共生推進課長

26	参考資料	3 泉佐野市特定空家等対策事業要綱
	-5	<mark>(目 的)</mark>
		第1条 この要綱は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」
		第2条第2項において規定のある特定空家に指定された空家の
		うち、一定の条件を満たす場合に、土地・建物を市において寄附
		受けし、市が建物を除却するもので、市域における特定空家を原
		因とした環境悪化を解消し、もって安全・安心かつ良好なまちな
		<mark>みの形成に資することを目的とする。</mark>
		(定義)
		第2条 この要綱において、「所有者等」とは、空家及びその敷
		地にかかる所有権その他の権利により、当該物件を売却し、又は
		賃貸できる者をいう。
		(寄附受け対象物件)
		第3条 当該事業により、寄附受けする対象の物件は、市の特定
		空家に指定された空家及びその敷地並びに所有者等が所有権を
		放棄した当該物件に存する動産とする。
		(寄附受け対象条件)
		第4条 当該事業の対象となる物件は、次に掲げる要件をすべて
		満たすものとする。
		(1) 所有者等に寄附する意思があること。
		(2) 所有者等に除却費用を負担する資金的能力が無いと認め
		られること。
		(3) 土地・建物を合わせ、同時に寄附することができること。
		(4) 土地・建物に抵当権等、第三者の権利が設定されていな
		いこと。
		(5) その他、当該土地・建物を寄附受けすることにより、公
		共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること。

(寄附受けの決定)

第5条 寄附受けにあたっては、予め泉佐野市空家等対策協議会 (以下、「協議会」という。)の意見を聞いた上で、市長が決定するものとする。

(寄附受けの手続き)

第6条 前条の規定により、寄附受けを決定した場合は、土地・建物について所有者等から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 寄附申込書(様式第1号)
- (2) 登記承諾書(敷地のみ、様式第2号)
- (3) 動産の所有権放棄にかかる誓約書(様式第3号)
- (4) 資産に関する誓約書及び資産一覧表 (様式第4号)
- (5) 課税証明書(住民税)
- (6) 印鑑証明書

(除却後の敷地)

第7条 除却後の敷地については、協議会の意見を聞きながら、 公共性のほか市場における流通性等を検討し、一時避難地やポケットパークなどの公共利用として適正管理するか、又は売却する ものとする。なお、いずれにも該当しない場合は、その管理主体 や管理方法等について、地元町会と協議しながら決定するものと する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

27	参考資料	4 泉佐野市特定空家等対策実施要綱
	-7	(趣旨)
		第1条 この要綱は、本市の特定空家等の指定にあたり、空家等
		対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下
		「法」という。)の規定に基づく各種の措置を適正かつ公正に実
		施するため必要な事項を定めるものとする。
		(定義)
		第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、法、「特定
		空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指
		針(以下「ガイドライン」という。)及び行政代執行法(昭和2
		3年法律第43号。以下「代執行法」という。)に使用する用語
		の例による。
		(立入調査)
		第3条 空家の状態及びその周辺の生活環境への悪影響の程度
		から、市長が特に必要であると認めるとき、立ち入り調査するこ
		とができる。ただし、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的
		を達する場合は、この限りでない。
		2 法第9条各項に定める立入調査を行う者(以下「調査員」と
		いう。)は、市長が選任した者とする。
		3 法第9条第3項の規定に基づく立入調査を実施するときは、
		事前に立入調査通知書 (様式第1号) により通知しなければなら
		ない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難な場合は
		この限りでない。
		4 調査員は、調査の実施にあたっては、必ず立入調査員証(様
		式第2号)を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示
		しなければならない。
		(特定空家の指定)

第4条 市長は、下記に掲げる要件に該当する場合、泉佐野市空 家等対策協議会で意見聴取を行った上で、特定空家の指定を行う ことができる。

(1) 泉佐野市特定空家等判断基準(別表1)で100点以上で ある空家であること

(助言・指導)

第5条 市長は、特定空家等に指定を行った場合は、所有者等に対し、法第14条第1項に規定される助言は、口頭又は文書で助言又は指導(以下「助言等」という。)を行うものとする。

- 2 文書による助言等は、助言・指導書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 助言等を受けた所有者等は、当該助言等に基づく改善等を期限までに実施し、その旨を助言等に基づく改善等報告書(様式第4号)により速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 市長は、特定空家等の所有者等から改善等の報告があったときは、速やかに再度現地調査を行い、特定空家等に該当しないことを確認しなければならない。

(勧告)

第6条 市長は、法第14条2項の規定による勧告は、あらかじめ、泉佐野市空家等対策協議会に意見聴取を行った上で、勧告書(様式第5号)により行うものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難な場合はこの限りでない。

- 2 勧告を受けた所有者等は、当該勧告に基づく改善等を期限までに実施し、その旨を勧告に基づく改善報告書(様式第6号)により速やかに市長に報告するものとする。
- 3 市長は、特定空家等の所有者等から改善等の通知があったと きは、速やかに再度現地調査を行い、特定空家等に該当しないこ

とを確認しなければならない。 (命令) 第7条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理 由がなくてその勧告にかかる措置をとならなかった場合におい て、特に必要があると認めるときは、命令書(様式第7号)によ り法第14条3項の規定による命令を行うものとする。 2 前項の命令書の通知は、交付送達とする。なお、名宛人が正 当な理由なく受領を拒否する場合は別紙のとおりとする。 3 市長は、法第14条第4項の規定により、所有者等に対して、 意見を述べる機会の付与について、命令に係る事前通知書(様式 第8号)により、提出期限を付して通知するものとする。 4 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定 に基づき意見陳述書(様式第9号)により、命令事項についての 意見を述べることができる。 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5日以内に、市長に対し、意見陳述書に代えて公開による意見の 聴取を行うことを請求できる。 6 市長は、第2項の通知書の交付を受けた者より、公開による 意見聴取の申し入れがあった場合は、法第14条第7項の規定に より交付を受けた者に対し、通知書(様式第10号)により意見 聴取の期日及び場所を期日の3日前までに通知するとともに公 告しなければならない。 7 市長が命令を行ったときは、法第14条11項及び第12項 の規定により標識(様式第11号)を設置することができる。 (行政代執行) 第8条 市長は、法第14条第9項の規定による戒告を、戒告書 (様式第12号) により行うものとする。

- 2 市長は、戒告を受けた所有者等が相当な期間を過ぎても命令 事項を履行しない場合は、代執行令書(様式第13号)により通 知し、代執行を行うものとする。ただし、当該代執行令書発行の 前に再戒告することを妨げるものではない。
- 3 代執行に要した費用の徴収は、納期日を示し、代執行費用納付命令書(様式14号)をもって命ずるものとする。
- 4 市長は、代執行のために現場に派遣される執行責任者が執行 責任者たる本人であることを示すため執行責任者証(様式第15 号)を交付し、相手方や関係人の要求があるときは提示させるも のとする。
- 5 代執行の対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、所有者等に運び出すよう連絡するものとする。 ただし、所有者等が速やかに連絡に応じない場合は保管期間を定め保管し、引き取りに来るよう連絡するものとする。

(略式代執行)

- 第9条 市長は、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、法第14条第10項の規定によりその者の負担において略式代執行をすることができる。
- 2 市長は、前項の略式代執行を行う場合は、当該措置を行う理由及び措置不履行時の対応等公告するものとする。
- 3 代執行の対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、運び出すよう公示するものとする。ただし、公示後も所有者等から連絡がない場合は保管し、期間を定め引き取りに来るよう公示するものとする。

(渦料)

第10条 市長は、法第16条に規定する過料について、過料処分通知書(様式第16号)により対象者に通知するものとする。

No	ページ	変更前	変更後
			(特定空家指定の解除)
			第11条 市長は、所有者等により必要な措置が講じられたと認
			めたときは、あらかじめ、泉佐野市空家等対策審議会に意見聴取
			を行った上で、指定から解除しなければならない。
			<mark>(補則)</mark>
			第12条
			この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、泉佐野市空家等対
			策協議会で意見聴取を行い、市長が別途定める。
			<mark>附 則</mark>
			この要綱は、令和元年6月3日から施行する。
			<mark>別 紙</mark>
			名宛人が正当な理由なく受領を拒否する場合は、民事訴訟法上の
			手続きに準ずる。

90	参考資料	。 自从服士扣续财本签册 1 强广由土事效加州市 卿
28		5 泉佐野市相続財産管理人選任申立事務処理要綱
	-10	(目的)
		第1条 この要綱は、泉佐野市に存する「空家等」(空家等対策
		の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下
		「法」という。))の所有者の相続人が不存在である場合において、
		泉佐野市が、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 952 条第 1 項の規
		定による相続財産の管理人(以下「相続財産管理人」という。)
		の選任申立てをするに当たって、必要な事項を定め、もって、災
		害、事故その他放火等の犯罪を誘発する要因を除去し、市民の健
		康で快適な生活環境の保全と安全で安心な生活の実現に寄与す
		ることを目的とする。
		(定義)
		第2条 この要綱において、「空家等」とは、市内に存する建物
		及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)で居住、
		その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び建物
		に存する動産をいう。
		2 この要綱において、「所有者等」とは、空家等の所有者、占有
		者、又は管理者をいう。
		3 この要綱において「相続人の不存在」とは、民法第 951 条に
		規定する状態をいう。
		(相続財産管理人の選任の申立て)
		第3条 市長は、泉佐野市に存する「空家等」の所有者の相続人
		が不存在であると判断され、市に利害関係があるもしくは、土地
		と建物の所有者が不明であり、以下のいずれかの場合は、当該相
		続財産について財産管理人の選任の申立てをすることができる。
		①当該空家等が法に基づく特定空家に認定されている場合
		②土地及び土地上にある家屋の一括の売却が可能であり、予納金
		②工程及び工程工にの3万条/至ッ/ 1位ッ/近4/M**J 配ての7、J/附金

No	ページ	変更前	変更後
			の還付が見込まれる場合
			2 市長は、前項に規定する場合において、必要と認める時は、
			泉佐野市空家等対策協議会の意見を聞いた上で相続財産管理人
			選任の申立てをすることができる。
			(家庭裁判所への申立)
			第4条 市長は、家事審判規則第99条第1項又は非訟事件手続
			法第 5 条に規定する管轄家庭裁判所に、相続財産管理人選任の
			申立てをするものとする。
			2 前項の申立ては、裁判所の定める様式によりするものとし、
			申立てに必要とされる書類等を添付するものとする。
			(費用の負担)
			第 5 条 市は、相続財産管理人の選任の申立て等に要する費用
			<mark>を負担する。</mark>
			(費用の負担の範囲)
			第6条 前条の費用の負担の範囲は、次に掲げるものとする。
			(1)相続財産管理人の選任の申立てに係る手数料及び予納郵便
			<mark>切手。</mark>
			(2)空家等を除却及び処分するために必要となる権限外行為許
			可の申立手数料及び予納郵便切手。
			(3)空家等を除却及び処分するために必要となる相続財産管理
			人の管理費用、報酬及びその他の必要経費。
			(予納金の返還)
			第7条 子納金の返還がある場合は、市は受取ることができる。
			<mark>附 則</mark>
			この要綱は、令和元年12月5日から施行する。

No	ページ	変更前				変更後					
29	参考資料	2 泉佐野市空家等対策協議会委員名簿					6 泉佐野市空家等対策協議会委員名簿				
	-12										
30	参考資料										
	-12		氏名	ふりがな	現職			氏名	ふりがな	現職	
			千代松 大耕	ちよまつ ひろやす	市長	_		千代松 大耕	ちよまつ ひろやす	市長	
		1	大西 一嘉	おおにし かずよし	神戸大学大学院工学研究科 准教授		1	大西 一嘉	おおにし かずよし	神戸大学大学院工学研究科 <mark>研究員</mark>	
		2	志野 千佳子	しの ちかこ	司法書士		2	志野 千佳子	しの ちかこ	司法書士	
					公益社団法人全日本不動産		$\frac{3}{2}$	杉本 哲雄	すぎもと てつお	建築士	
		3	芝野 喜彰	しばの よしあき	協会 大阪府本部大阪南支		4	田中 貢	たなか みつぐ	町会連合会	
					部	<u> </u>	<mark>5</mark>	中林 祐太	なかばやし ゆうた	弁護士	
		4	神藤 均	しんとう ひとし	町会連合会		<mark>6</mark>	長谷川 好伸	はせがわ よしのぶ	一般社団法人 大阪府宅地	
		5	杉本 哲雄	すぎもと てつお	建築士	-		t and the		建物取引業協会 泉州支部	
		6	中林 祐太	なかばやし ゆうた	弁護士		<mark>7</mark>	奥野 豊	おくの ゆたか	公益社団法人 全日本不動	
		7	長谷川 好伸	はせがわ よしのぶ	一般社団法人 大阪府宅地 建物取引業協会 泉州支部					産協会 大阪府本部 大阪 南支部	
31	参考資料	3	泉佐野市空家等	幹対策計画の策定経緯		7 泉佐野市空家等対策計画の策定経緯					
	-13										
32	参考資料										
	-13		戈 30 年 月 12 日		限佐野市空家等対策計画 (素案)	平成 30 年 1月12日 ト パブリック・コメン 泉佐野市空家等対策計画 (素案)				泉佐野市空家等対策計画 (素案)	
						∼2月1日					

No	ページ	変更前	変更後				
No 33	ページ 参考資料 -14	変更前	令和 4 年度年月日令和 4 年10月 5 日令和 4 年10月 24日令和 4 年11月 22日令和月 4 年12月 19日令和月 月令和月 月令和月 月	佐野市空家等対策計画 会議等	改訂経緯		
			月 日 令和5年 月 月 日		案)について 泉佐野市空家等対策計画(改訂 案)について 令和5年度のスケジュールについ て		